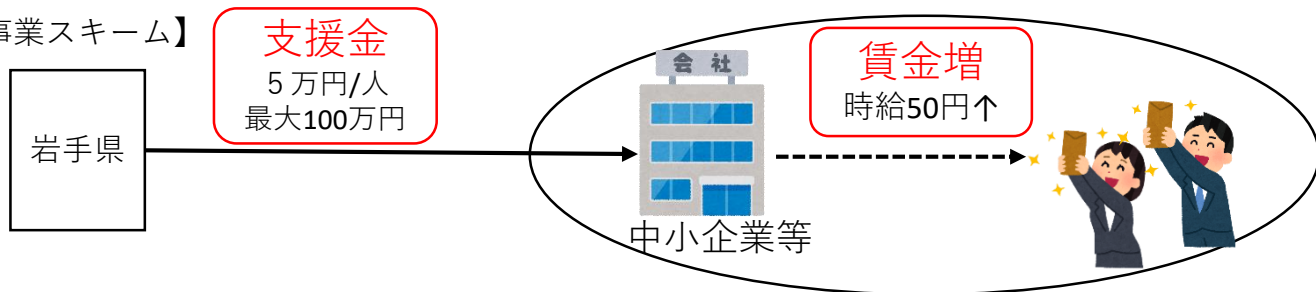


# 物価高騰対策賃上げ支援金

を活用しませんか？

【事業スキーム】



50円以上（1時間あたり）の賃上げを行った中小企業等を対象に  
従業員1人当たり5万円（最大20人分）を支給します。

【よくある質問】

## Q1 段階的に50円上げた場合の取扱いは？

令和5年4月以降に一度40円の賃上げをしたが、今回の話を受けて、さらに10円の臨時昇給をした場合に対象となるか。

A1 令和6年9月30日までの給与算定期間において追加で賃金を引き上げた分は対象とします。

※ ただし、賃上げの事実は前年同時期として支払われた賃金と比較して判断するため、一度50円未満の賃上げをした時期から1年以上の期間を空けて再度賃上げを行った場合は通算できません。

賃上げ時期	R5.4	5	~	10	11	12	R6.1	2	3	4	5	可否	
R5.4賃上げ	● +50円	→										○	
R5.4月分とR6.2月分で賃上げ	● +40円	→						● +10円	→				○
R5.10月分とR6.2月分で賃上げ				● +39円	→		● +11円	→				○	
R5.4月分とR6.4月分で賃上げ	● +40円	→										● +10円	×
		← (1年以上の期間が空いているため通算不可) →										(1年以上の期間が空く場合は通算しない)	

【申請特設ページ】

<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp>

【お問い合わせ先】

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

TEL：019-601-5981（平日9：00～17：00）

mail：info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp



## Q2 賃上げ額に定期昇給分は含みますか？

50円以上の賃上げには定期昇給も含むのか。また、基本給の引き上げのみが対象となるのか。

- A2 定期昇給において、基本給が引きあがった場合も、時給換算で前年同月と比較し50円以上賃金が上がっている場合は、本支援金の支給対象となります。  
また、基本給以外にも、毎月固定的に支払われる各種手当も含まれます。

※ 詳しくは、申請特設ページに掲載の「よくあるご質問」を御参照の上、判断がつかないものについては事務局にお問い合わせください。

## Q3 全員、50円以上上げないと申請できませんか？

- A3 事業所全体で行うのが望ましいですが、本支援金は支援金の対象となる者の状況で支給の可否を判断することとしています。

## Q4 どうやって申請すればいいのですか？

- A4 申請は、原則ウェブ申請となっていますが、郵送でも可能です。

下記のホームページから申請できます。募集要項、様式もこちらから入手できます。

<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp>

わからないことがありましたら、下記の事務局までお問い合わせください。

**019-601-5981**（平日9：00～17：00）



## Q5 申請に必要な書類を教えてください。

- A5 次の書類が必要です。詳細は、募集要項か特設ホームページで確認してください。

①	物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書
②	支給対象従業員一覧
③	労働条件通知書の写し又は雇用契約書写し（支給対象従業員分）
④	賃金台帳の写し（賃金改定月及び前年同月分）
⑤	金融機関の振込依頼書及び支援金振込先の口座に関する情報（預金通帳写し等）
⑥	その他、知事が必要と認める書類